証券コード 6625
平成30年６月12日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目16番11号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長　田　辺　順　一

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー４階
ベルサール東京日本橋　Room K
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
1. 第７期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第７期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役３名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.jalco-hd.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高５億52百万円（前年同期比32.2％増）、営業利益１億65百万円（前年同期比43.6％増）、経常利益35百万円（前年同期比58.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益４億９百万円（前年同期比165.0％増）となりました。

貸金業におきましては、当連結会計年度末の貸出金残高が17億34百万円（前期末比1.3％増）となりました。

不動産賃貸事業におきましては、当連結会計年度において、賃貸用不動産を６件取得致しました。その結果、当連結会計年度末の主な賃貸用不動産の残高は、112億37百万円（前期末比178.1％増）となりました。

当連結会計年度の売上高については、貸出金利息等が前年同期比20.6％減少しましたが、不動産賃貸収入が前年同期比62.0％増加したこと及び優良パチンコホール企業とのM&Aアドバイザリー契約に伴う着手金を計上したことなどにより、売上高は合計で前年同期比32.2％増となりました。

不動産投資案件の増加に伴い、売上原価は前年同期比で109.4％増、販売費及び一般管理費が同18.7％増となりました。売上原価については、賃貸用不動産の投資残高の増加に伴い減価償却費が増加したこと、販売費及び一般管理費については、売上原価と同様に、不動産投資に伴って発生する初期投資に係る費用（不動産鑑定評価費用、エンジニアリングレポート作成費用、信託管理口座設定費用等）が増加したためです。その結果、当連結会計年度の営業利益は１億65百万円、前年同期比で43.6％の増加となりました。

当連結会計年度の経常損益については、不動産投資残高の増加に伴う長期債務の増加により支払利息、金融関連費用が増加しましたが、35百万円の経常利益となりました。

特別利益につきましては、当連結会計年度において東京都大田区西蒲田の物件を売却したことにより、５億27百万円を計上しております。

法人税、住民税及び事業税96百万円、法人税等調整額53百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は４億９百万円となりました。

当連結会計年度の１株当たり当期純利益は８円９銭となりました。前連結会計年度における１株当たり当期純利益は３円20銭です。

当連結会計年度における自己資本利益率は11.7％となっています。前連結会計年度における自己資本利益率は5.3％でした。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下の通りであります。

当連結会計年度より、各報告セグメントの実態をより的確に把握するため、全社と各報告セグメントの測定方法の見直しを行っております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の方法で作成しております。

・貸金事業
　当事業部門におきましては、収益性、回収可能性等を慎重に吟味した上で、取組みを行っております。この結果、売上高は１億38百万円(前年同期比20.6%減)、セグメント利益は１億11百万円(前年同期比21.9%減)となりました。
・不動産賃貸事業
　当事業部門におきましては、大田区西蒲田の物件を売却しましたが、当連結会計年度において富山県富山市、島根県松江市、兵庫県神戸市、三重県津市、岩手県盛岡市及び山口県山口市に賃貸用不動産を６件新規取得したことにより、売上高は３億93百万円(前年同期比62.0%増)、セグメント利益は１億10百万円(前年同期比70.1%増)となりました。
・その他
　その他の事業部門におきましては、従来の電子部品ブランド使用料に加えて優良パチンコホール企業とのM&Aアドバイザリー契約に伴う着手金を計上したことにより、売上高は20百万円(前年同期比1,757.2%増)、セグメント利益は20百万円(前年同期比1,757.2%増)となりました。

②設備投資の状況
　設備投資については、運用資産の充実などを目的とした設備投資を行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。
　設備投資の総額は8,767百万円であり、主な設備投資について示すと、次のとおりであります。
・貸金事業
　主な設備投資は、ソーシャルレンディングシステムの改修２百万円であります。
・不動産賃貸事業
　主な設備投資は、富山県富山市、島根県松江市、兵庫県神戸市、三重県津市、岩手県盛岡市及び山口県山口市の賃貸用不動産取得8,747百万円であります。
・全社共通
　主な設備投資は、会計システムの新規導入15百万円であります。
　また、不動産賃貸事業において、次の主要な設備を売却しております。その内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額(百万円)
株式会社ジャルコ	東京都中央区	土地建物	平成29年５月２日	1,509

③資金調達の状況
　ジャルコが、賃貸用不動産購入資金として合計64億42百万円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲り受けの状況
　該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑦他の会社の株式・持分・新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第４期（平成27年３月期）	第５期（平成28年３月期）	第６期（平成29年３月期）	第７期（平成30年３月期）
売上高　（千円）	888,917	567,185	418,127	552,844
経常利益又は経常損失（△）　（千円）	△46,575	59,905	85,473	35,912
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）　（千円）	△48,114	113,138	154,687	409,900
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　（円）	△1.00	2.34	3.20	8.09
総資産　（千円）	5,670,352	5,787,155	6,753,199	14,290,011
純資産　（千円）	2,678,355	2,784,858	3,106,109	3,894,040

（注）１．単位千円表示のものは、千円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式数から自己株式を控除しております。
３．第５期より、表示方法の変更を行っており、第４期につきましては表示方法の変更反映後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャルコ	350,000千円	100%	不動産の賃貸及び管理 貸金業
株式会社ジャルコアミューズメントサービス	348,775千円	100%	パチンコ・パチスロ機等のレンタル M&A及びコンサルティング

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ジャルコ	東京都中央区日本橋二丁目16番11号	899,224千円	3,344,013千円

(4) 会社の対処すべき課題

①中期経営計画の進捗と今後の計画と方向性について

当連結会計年度において、パチンコホール関連以外の優良事業会社を賃借人とする長期保有資産の取得を進めた結果、長期安定的な黒字計上が見込める収益体質を確立しました。その結果、平成29年5月19日に発表した業績目標と当連結会計年度の実績については、当期純利益を除けば、以下の通りほぼ計画通りの数値となっております。

(単位：百万円)

	平成30年３月期 (予想)	平成30年３月期 (実績)	平成31年３月期 (計画)	平成32年３月期 (目標)
売上高	520	552	1,050	1,750
営業利益	110	165	610	1,000
経常利益	30	35	420	1,000
当期純利益	420	409	340	800

平成31年3月期においては、事業分野を以下の５分野に定義し、収益機会と各分野同士の相乗効果を生かし、スピード感をもって効率的に収益拡大を図りながらグループ全体の企業価値を高めてまいります。

1 不動産事業

従前の不動産賃貸に加えて、宅建業及び不動産特定共同事業の許可の取得を前提として、不動産の仲介及び売買、長期資産の流動化・現金化に対応できる体制を整えてまいります。

2 貸金事業部

不動産担保だけでなく、事業承継やM&Aに対応可能なディップファイナンスも視野に入れた案件にも注力してまいります。

ソーシャルレンディングの投資家に販売することも考慮に入れた貸金債権の残高を増やしてまいります。

3 ソーシャルレンディング事業

自助努力に加えて、金融機関、証券会社、IT企業と連携を図り、顧客開拓を進めてまいります。

4 M&A・コンサルティング及び運用事業

不動産事業及び貸金事業を通して、顧客の資産リストラと企業価値を増大させるためにM&A・コンサルティングを積極的に行ってまいります。

顧客が上場している場合、株式取得による運用効果が見込めると判断した時は積極的に資産を取得してまいります。

5 アミューズメント周辺事業

不動産のみならず、周辺機器を取り扱うことによりワンストップにてパチンコホ

ール企業に総合的且つ金融商社的なサービスができる体制を整えてまいります。

②コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員２名を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外取締役・社外監査役への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

③資金調達力の強化

当社グループが収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、安定的な事業資金の調達が必須であります。

当社は、平成29年2月に発行した第２回新株予約権の行使による資金調達、金融機関及び投資家による資金調達を行ってまいりましたが、引き続き、事業の拡大を進めていくために、金融機関及び投資家からの借入、あるいはエクイティファイナンスなどによる調達手段の多様化を図ってまいります。

④低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは引き続きコスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

⑤人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、将来コアとなる優秀な人材については積極的に確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

①不動産の賃貸及び管理

②貸金業

(6) 主要な営業所（平成30年３月31日現在）

当社	東京都中央区
株式会社ジャルコ	東京都中央区
株式会社ジャルコアミューズメントサービス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5名	2名減

（注）使用人数は就業人員であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	2名減	49.9歳	8.75年

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．平均勤続年数の算出にあたっては、株式会社ジャルコにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	2,650,000千円
株式会社悠晴	2,247,142千円
横浜幸銀信用組合	1,827,699千円
株式会社新銀行東京	1,429,550千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　192,000,000株
②発行済株式の総数　　52,181,632株
③株主数　　3,430名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田辺　順一	5,863千株	11.23%
幅田　昌伸	5,792千株	11.10%
株式会社悠晴	5,000千株	9.58%
カタリスト株式会社	4,602千株	8.81%
AK Capital株式会社	4,000千株	7.66%
杉山　昌子	3,700千株	7.09%
濱井　稔	3,016千株	5.78%
株式会社ウォーターフィールド	2,951千株	5.65%
株式会社スプラウト	2,100千株	4.02%
吉岡　勉	900千株	1.72%

（注）持株比率は自己株式（428株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社の役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況

該当事項はありません。

②当事業年度中に当社の従業員、子会社役員及びその従業員に対して交付した新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要な事項

平成29年２月８日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第２回新株予約権
取締役会決議日	平成29年２月８日
新株予約権の総数	120,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式12,000,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり112円
新株予約権の払込期日	平成29年２月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき114円
新株予約権の行使期間	平成29年２月25日から平成32年２月24日 （但し、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使の条件	１．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ２．各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	カタリスト株式会社、AK Capital株式会社に対する第三者割当方式

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田辺　順一	株式会社ジャルコ　代表取締役社長 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　代表取締役社長 カタリスト株式会社　代表取締役 イオナアセット株式会社　代表取締役 有限会社タカナシコンサルティング　代表取締役
取締役	浜井　　稔	管理本部長 株式会社ジャルコ　取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役 株式会社スプラウト 代表取締役
取締役	三嶋　良英	株式会社ジャルコ　取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役 公認会計士税理士三嶋良英事務所　代表
取締役	吉岡　　勉	株式会社ジャルコ　取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役 東北タツミ株式会社　代表取締役 JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO.,LTD. President Director
常勤監査役	鈴木　英一	株式会社ジャルコ　常勤監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　常勤監査役
監査役	藤澤　　宏	株式会社ジャルコ　監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　監査役
監査役	山岸　和仁	株式会社ジャルコ　監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス　監査役 山岸和仁税理士事務所　代表

（注）１．取締役三嶋良英氏は、社外取締役であります。なお、当社は三嶋良英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、三嶋良英氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
２．平成29年６月27日付で取締役大浦隆文氏が任期満了により当社の取締役を退任し、同日付で浜井稔氏及び吉岡勉氏が、当社及び株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミューズメントサービスの取締役に就任いたしました。
３．監査役鈴木英一氏、藤澤宏氏、山岸和仁氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、藤澤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役山岸和仁氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．平成30年４月23日付で取締役浜井稔氏は辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	67,680千円 （ 2,160千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	8,280千円 （ 8,280千円）
合計	7名	75,960千円

（注）株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役200,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）、監査役20,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

・取締役三嶋良英氏が兼職している公認会計士税理士三嶋良英事務所と当社との間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
株式会社ジャルコアミューズメントサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導を行っております。

・監査役山岸和仁氏が兼職している山岸和仁税理士事務所と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
株式会社ジャルコアミューズメントサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導を行っております。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　三嶋　良英	当事業年度に開催された取締役会22回のうち15回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　鈴木　英一	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤澤　　宏	当事業年度に開催された取締役会22回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち10回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　山岸　和仁	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

みかさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　16,375千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　16,375千円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。（最終改定　平成27年４月30日）

Ⅰ. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。
2. 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求める事とする。
3. 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。
4. 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。
5. 当社グループ内における不正・不審行為の早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。

Ⅱ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。

Ⅲ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。
2. 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。
3. 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、（当社の内部管理体制強化委員会において）リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

Ⅴ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。
2. 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。
3. 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
4. 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

Ⅵ. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
2. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

1. 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。
2. 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。

3. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。
4. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

Ⅷ. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。
2. 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。
3. 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。
4. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

Ⅸ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。
2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
3. 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

Ⅹ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。
万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

６. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制として取締役会、監査役会、内部監査室及び内部管理体制強化委員会を設置しており、当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

・取締役会を22回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次経営成績の分析、評価及び対策を検討するとともに業務の適正性の観点から審議を行っております。
・監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議のうえ決定し、重要な社内会議への出席、重要な業務の監査、取締役の業務執行の監査及び法令等への遵守についての監査をするとともに内部監査室、会計監査人との意見交換を行っております。
・内部監査室は、当社及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行っております。
・内部管理体制強化委員会を14回開催し、新規案件他審議が必要とされる事項について、外部委員である弁護士、公認会計士から意見を伺い、問題のないことを確認してから取り組むことを行っております。

７. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つとして認識しており、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本とした上で、当社グループ事業の継続的な成長のために、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実のバランスを勘案して決定することを基本方針としております。

今後につきましては、更なる業績の向上に注力し、株主各位のご期待に沿うべく、全力を傾けていく所存でありますが、その一方で、今後の継続的かつ安定的な事業発展を推進するため、より一層の企業体質強化及び業容の拡大に備えて内部留保を充実させることも目標としております。この内部留保につきましては、将来的に収益の向上を通じて皆様に還元できるものと考えております。

以上のことから当期の配当につきましては、企業体質の強化と内部留保の充実を優先させていただき、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期配当につきましては、収益動向等を見極めた上で判断いたしたいと考えておりますが、業績の安定化とともに、上記の方針を踏まえて復配等を行えるよう鋭意、努力してまいる所存であります。

８. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,712,723**	**流動負債**	**3,234,931**
現金及び預金	599,914	短期借入金	2,690,000
信託預金	141,487	１年内返済予定の長期借入金	235,280
営業貸付金	1,734,497	未払金	26,806
売掛金	21,600	未払法人税等	115,200
未収入金	4,289	前受金	38,806
未収収益	5,790	信託前受金	18,690
未収消費税等	126,111	預り金	3,687
繰延税金資産	41,166	匿名組合預り金	106,460
その他	48,272	**固定負債**	**7,161,040**
貸倒引当金	△10,406	長期借入金	6,790,476
固定資産	**11,577,287**	長期預り保証金	254,098
有形固定資産	**11,290,468**	信託預り保証金	106,592
建物及び構築物	671,187	繰延税金負債	9,320
信託建物	934,495	その他	551
工具、器具及び備品	4,987	**負債合計**	**10,395,971**
土地	7,278,005	**純資産の部**	
信託土地	2,401,791	**株主資本**	**3,901,135**
無形固定資産	**34,565**	資本金	2,105,447
ソフトウェア	34,281	資本剰余金	4,157,999
電話加入権	284	利益剰余金	△2,362,260
投資その他の資産	**252,253**	自己株式	△50
投資有価証券	190,272	**その他の包括利益累計額**	**△16,229**
破産更生債権等	174,803	その他有価証券評価差額金	△16,229
長期未収入金	84,011	**新株予約権**	**9,134**
差入保証金	24,040		
長期前払費用	15,606		
その他	22,334		
貸倒引当金	△258,815	**純資産合計**	**3,894,040**
資産合計	**14,290,011**	**負債純資産合計**	**14,290,011**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**552,844**
売上原価		**64,419**
売上総利益		**488,425**
販売費及び一般管理費		323,257
営業利益		**165,167**
営業外収益		
受取利息	243	
受取配当金	15,383	
受取賃貸料	6,483	
貸倒引当金戻入額	14,705	
その他	197	**37,013**
営業外費用		
支払利息	106,376	
賃貸不動産経費	1,731	
為替差損	4,842	
借入手数料	44,838	
その他	8,480	**166,269**
経常利益		**35,912**
特別利益		
固定資産売却益	527,891	**527,891**
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**563,803**
匿名組合損益分配額		3,796
税金等調整前当期純利益		**560,007**
法人税、住民税及び事業税		96,576
法人税等調整額		53,529
当期純利益		**409,900**
親会社株主に帰属する当期純利益		**409,900**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日　残高	1,884,157	3,936,709	△2,772,161	△41	3,048,664
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	221,289	221,289			442,578
親会社株主に帰属する当期純利益			409,900		409,900
自己株式の取得				△8	△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	221,289	221,289	409,900	△8	852,470
平成30年３月31日　残高	2,105,447	4,157,999	△2,362,260	△50	3,901,135

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成29年４月１日　残高	44,004	44,004	13,440	3,106,109
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				442,578
親会社株主に帰属する当期純利益				409,900
自己株式の取得				△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△60,234	△60,234	△4,305	△64,539
連結会計年度中の変動額合計	△60,234	△60,234	△4,305	787,930
平成30年３月31日　残高	△16,229	△16,229	9,134	3,894,040

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

・連結子会社の数　２社

・連結子会社の名称　株式会社ジャルコ
株式会社ジャルコアミューズメントサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　５～41年

工具、器具及び備品　３～８年

無形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

3. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更に関する注記

（消費税等の会計処理）

固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、従来、発生事業年度の期間費用として処理をしておりましたが、賃貸不動産事業における建物取得の需要が増したことにより重要性が高くなったため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定に基づいた均等償却

に変更しております。
なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度の連結貸借対照表において独立掲記しておりました「仮払金」(前連結会計年度100千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において「未収入金」に含めていた「未収消費税等」(前連結会計年度8,811千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期前払費用」(前連結会計年度363千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) ①担保に供している資産

定期預金	142,869千円
建物	662,192千円
信託建物	934,495千円
土地	7,238,657千円
信託土地	2,401,791千円
計	11,380,008千円

②担保に係る債務

短期借入金	2,650,000千円
1年内返済予定の長期借入金	228,620千円
長期借入金	6,786,571千円
計	9,665,191千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 46,891千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,337千株	3,844千株	— 千株	52,181千株

(注) 当連結会計年度の増加株式数は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる新株予約権の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	12,000,000	—	3,844,500	8,155,500	9,134
合計			12,000,000	—	3,844,500	8,155,500	9,134

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当連結グループは、資金運用については主に短期的な預金及び有価証券に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況をモニタリングし、常に把握する体制としております。

投資有価証券は海外株式市場への純投資であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されています。変動リスクに関しては定期的に時価を確認し、取得価額との差額を把握しております。

借入金は、主に運転資金及び賃貸用不動産の購入に必要な資金の調達を目的としたものであり、期日は決算日後最長で24年５ヶ月後であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、78.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	599,914	599,914	―
(2) 信託預金	141,487	141,487	―
(3) 売掛金	21,600	21,600	―
(4) 未収入金	4,289	4,289	―
(5) 未収収益	5,790	5,790	―
(6) 未収消費税等	126,111	126,111	―
(7) 営業貸付金	1,734,497	1,737,843	3,345
(8) 投資有価証券			
その他有価証券	189,932	189,932	―
(9) 長期未収入金	84,011		
貸倒引当金（*1）	△84,011		
	―	―	―
(10) 破産更生債権等	174,803		
貸倒引当金（*1）	△174,803		
	―	―	―
資産計	2,823,624	2,826,970	3,345
(1) 短期借入金	2,690,000	2,690,000	―
(2) 未払金	26,806	26,806	―
(3) 未払法人税等	115,200	115,200	―
(4) 長期借入金（*2）	7,025,756	7,039,466	13,709
負債計	9,857,764	9,871,474	13,709
デリバティブ取引	―	―	―

(*1) 長期未収入金及び破産・更生債権は、これに個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(*2) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2)信託預金、(3)売掛金、(4)未収入金、(5) 未収収益、(6) 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 営業貸付金
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
なお、１年以内に期日が到来する貸付金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8) 投資有価証券
これらの時価については、取引所の価格及び当該評価日の為替レートによっております。

(9) 長期未収入金
回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 破産更生債権等
回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
なお、１年以内に完済予定の長期借入金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券　非上場株式（*1）	340
差入保証金（*2）	24,040
匿名組合預り金（*1）	106,460
長期預り保証金（*3）	254,098
信託預り保証金（*3）	106,592

(*1) 非上場株式及び匿名組合預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 差入保証金については、主に本社事務所に係る保証金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。
(*3) 長期預り保証金及び信託預り保証金については、契約期間満了時に協議の上、双方が合意に至った場合には再契約ができ、賃貸先の営業継続を前提としているので、賃貸期間を合理的に見積もることが出来ないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
現金及び預金	599,914	―	―	―	―	―
信託預金	141,487	―	―	―	―	―
売掛金	21,600	―	―	―	―	―
未収入金	4,289	―	―	―	―	―
未収収益	5,790	―	―	―	―	―
未収消費税等	126,111	―	―	―	―	―
営業貸付金	1,247,004	81,254	75,004	75,004	75,004	181,227
合計	2,146,198	81,254	75,004	75,004	75,004	181,227

長期未収入金84,011千円、投資有価証券189,932千円及び破産更生債権等174,803千円は、予定額が見込めないため記載しておりません。

4．長期借入金の返済予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
長期借入金	235,280	233,385	2,478,822	417,630	1,009,480	2,651,159
合計	235,280	233,385	2,478,822	417,630	1,009,480	2,651,159

5．賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、新潟県十日町市、神奈川県川崎市、東京都目黒区、高知県高知市、青森県弘前市、富山県富山市、島根県松江市、兵庫県神戸市、三重県津市、岩手県盛岡市及び山口県山口市において賃貸用の物件を有しております。

平成30年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は159,915千円（賃貸収益は賃貸売上高及び営業外収益、賃貸経費は賃貸売上原価及び営業外費用）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,080,494	7,195,990	11,276,485	10,280,157

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度増減額の主な増加は、富山県富山市、島根県松江市、兵庫県神戸市、三重県津市、岩手県盛岡市及び山口県山口市の賃貸用不動産取得8,707百万円であり、減少は、大田区西蒲田の不動産他1,511百万円を売却及び除却したことなどによるものであります。
3．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」等に基づいております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　74円45銭

(2) １株当たり当期純利益　８円９銭

７．重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、平成30年５月11日開催の取締役会において、以下に記載のとおり資本準備金の額の減少および剰余金の処分について、平成30年６月27日開催の当社第７回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1)資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社単独の貸借対照表において、繰越利益剰余金の欠損888,317,308円の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に配当できる体制を実現するため、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成30年３月31日時点の資本準備金の額の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

①減少する準備金の項目およびその額

資本準備金　888,317,308円

②増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　888,317,308円

(3) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補します。

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　888,317,308円

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　888,317,308円

(4) 資本準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生じる日

平成３０年６月27日（予定）

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**711,358**	**流動負債**	**20,805**
現金及び預金	32,749	未払金	15,563
前払費用	3,845	未払法人税等	1,210
短期貸付金	670,000	預り金	3,455
未収収益	51	前受収益	577
未収入金	4,712	**固定負債**	**551**
固定資産	**2,632,654**	長期未払金	551
有形固定資産	**103,913**	**負債合計**	**21,357**
建物	54,984	**純資産の部**	
器具備品	4,987	**株主資本**	**3,329,750**
土地	43,941	**資本金**	**2,105,447**
無形固定資産	**13,495**	**資本剰余金**	**2,112,671**
ソフトウェア	13,495	資本準備金	2,112,671
投資その他の資産	**2,515,246**	**利益剰余金**	**△888,317**
投資有価証券	189,932	その他利益剰余金	△888,317
関係会社株式	1,074,318	繰越利益剰余金	△888,317
長期貸付金	1,215,000	**自己株式**	**△50**
差入保証金	23,940	**評価・換算差額等**	**△16,229**
長期前払費用	220	その他有価証券評価差額金	△16,229
その他	11,834	**新株予約権**	**9,134**
		純資産合計	**3,322,655**
資産合計	**3,344,013**	**負債純資産合計**	**3,344,013**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**93,600**
売上総利益		**93,600**
販売費及び一般管理費		229,346
営業損失		**135,746**
営業外収益		
受取利息	39,609	
受取配当金	15,305	
受取賃貸料	6,416	
雑収入	25	**61,356**
営業外費用		
賃貸不動産経費	9,631	
為替差損	137	
支払手数料	8,116	**17,885**
経常損失		**92,274**
税引前当期純損失		**92,274**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		**93,484**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年４月１日　残高	1,884,157	1,891,382	△794,832	△794,832	△41	2,980,665
事業年度中の変動額						
新株の発行	221,289	221,289				442,578
当期純損失			△93,484	△93,484		△93,484
自己株式の取得					△8	△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	221,289	221,289	△93,484	△93,484	△8	349,085
平成30年３月31日　残高	2,105,447	2,112,671	△888,317	△888,317	△50	3,329,750

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成29年４月１日　残高	44,004	44,004	13,440	3,038,110
事業年度中の変動額				
新株の発行				442,578
当期純損失				△93,484
自己株式の取得				△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△60,234	△60,234	△4,305	△64,539
事業年度中の変動額合計	△60,234	△60,234	△4,305	284,545
平成30年３月31日　残高	△16,229	△16,229	9,134	3,322,655

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・子会社株式　総平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物附属設備	５～15年
器具及び備品	３～８年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております

(3) 会計方針の変更に関する注記

（消費税等の会計処理）

固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、従来、発生事業年度の期間費用として処理をしておりましたが、グループ内で会計方針を統一するために、当事業年度より、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定に基づいた均等償却に変更しております。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　54,145千円

(2) 保証債務

下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ジャルコ　8,474,391千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権　670,051千円

②長期金銭債権　1,215,000千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高　93,600千円

②営業取引以外の取引高（収入分）　39,605千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	０千株	０千株	―千株	０千株

（注）自己株式の数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未収還付事業税	△26千円
減価償却超過額	77千円
繰延消費税額等損金算入限度超過額	97千円
関係会社株式評価損	159,193千円
資産除去債務	318千円
繰越欠損金	75,465千円
繰延税金資産小計	235,125千円
評価性引当額	△235,125千円
繰延税金資産合計	―千円

６．関連当事者との取引に関する注記

（１）子会社及び関連会社等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジャルコ	（所有）直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	経営指導料（注１）	87,000	―	―
				資金の貸付（注２）	1,250,000	短期貸付金	670,000
				資金の回収（注２）	800,000		
				資金の貸付（注２）	―	長期貸付金	1,215,000
				資金の回収（注２）	―		
				受取利息（注２）	39,605	未収収益	51
				借入に伴う債務保証	8,474,391	―	―
子会社	株式会社ジャルコアミューズメントサービス	（所有）直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料（注１）	6,600	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営指導料につきましては、期首において前期の各社の業務量等を勘案して決定しております。

（注２）資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　63円50銭

(2) １株当たり当期純損失　　１円84銭

８．重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

みかさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小橋川　淳一㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　安田　幸一㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年５月11日開催の取締役会において、平成30年６月27日に開催を予定している第７回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

みかさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小橋川　淳一㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田　幸一㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年５月11日開催の取締役会において、平成30年６月27日に開催を予定している第７回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月29日

JALCOホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　鈴　木　英　一　㊞

社外監査役　山　岸　和　仁　㊞

(注) 社外監査役 藤澤 宏は、平成30年５月29日の監査役会を病気のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印しておりません。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社単独の貸借対照表において、繰越利益剰余金の欠損８８８，３１７，３０８円の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に配当できる体制を実現するため、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行うことにつきご承認をお願いするものであります。

１．　資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成３０年３月３１日時点の資本準備金の額の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

①減少する準備金の項目およびその額

資本準備金　　８８８，３１７，３０８円

②増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　　８８８，３１７，３０８円

２．　剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補します。

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　　８８８，３１７，３０８円

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　８８８，３１７，３０８円

３．　資本準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生じる日

平成30年６月27日

第２号議案　定款の一部変更の件

１.変更の理由

業務執行取締役以外の取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条第2項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる対象者を業務執行取締役以外の取締役及び監査役に変更するものであります。

２.変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第３０条（損害賠償の一部免除） ２．当会社は社外取締役及び社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。	第３０条（損害賠償の一部免除） ２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第３号議案　取締役３名選任の件

取締役浜井稔氏が平成30年４月23日付で辞任をしたため、現任の取締役３名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	田辺　順一 （昭和40年11月11日生）	平成２年４月　野村證券株式会社　入社 平成14年４月　同社企業金融二部　課長 平成16年８月　アイ・キャピタル証券株式会社　入社 平成18年８月　MTラボ株式会社　入社 平成20年２月　カタリスト株式会社設立　代表取締役（現任） 平成21年６月　株式会社ジャルコ　取締役 平成23年２月　株式会社ジャルコ　代表取締役社長（現任） 平成23年10月　当社　代表取締役社長（現任） 平成23年11月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　代表取締役社長（現任） 平成26年７月　イオナアセット株式会社　代表取締役（現任） 平成26年９月　有限会社タカナシコンサルティング　代表取締役（現任）	5,863,566株
2	山岸　和仁 （昭和46年６月29日生）	平成９年９月　公認会計士・税理士相田・高橋事務所（現 千代田国際公認会計士共同会計事務所）　入所 平成12年４月　税理士登録　山岸和仁税理士事務所開設 山岸和仁税理士事務所 代表（現任） 平成24年６月　当社　補欠監査役 平成24年９月　当社　監査役（現任） 平成24年９月　株式会社ジャルコ　監査役（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　監査役（現任）	100株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	吉岡　勉 （昭和40年２月19日生）	平成元年８月　タツミ紙工株式会社　入社 平成７年７月　東北タツミ株式会社　入社 平成12年１月　同社常務取締役 平成15年11月　同社代表取締役 平成22年５月　同社取締役 平成22年６月　株式会社ジャルコ　代表取締役社長 平成23年10月　当社　取締役 平成24年２月　東北タツミ株式会社　代表取締役（現任） 平成24年９月　JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director(現任) 平成24年９月　HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO., LTD. President Director(現任) 平成29年６月　当社　取締役(現任) 平成29年６月　株式会社ジャルコ　取締役(現任) 平成29年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役（現任）	900,000株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．山岸和仁氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役でありますが、本定時株主総会の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。

３．山岸和仁氏は、税理士として高い専門性を持つ他、財務及び会計に関する専門的知識と幅広い経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

４．当社は、第２号議案が承認可決され、吉岡勉氏が再任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

５．当社は、山岸和仁氏が取締役に就任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役藤澤宏氏及び山岸和仁氏は、本定時株主総会の終結をもって辞任により退任いたしますので、監査役２名の選任を本定時株主総会に付議する予定であります。

なお、露木琢磨氏及び天野修氏は、社外監査役候補者であります。

監査役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	露木　琢磨（昭和36年９月７日生）	平成６年４月　弁護士登録　小沢・秋山法律事務所入所 平成９年４月　株式会社三和総合研究所　嘱託 平成11年11月　フロンティア債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティアプロ債権回収株式会社）取締役（現任） 平成12年３月　露木法律事務所　開設（現任） 平成15年３月　株式会社メンバーズ　監査役 平成18年12月　露木・赤澤法律事務所へ名称変更 平成29年４月　東京弁護士会　副会長 平成30年３月　東京弁護士会　副会長退任	―株
2	天野　修（昭和47年７月２日生）	平成７年４月　東京ベイ信用金庫　入庫 平成21年10月　あると総合事務所　入所 平成22年２月　プロメーテ国際投資顧問株式会社監査役 平成24年１月　同社　内部監査室長兼コンプライアンスオフィサー 平成24年８月　公認会計士登録 平成24年10月　天野公認会計士事務所　開設（現任） 平成28年２月　税理士登録	―株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．露木琢磨氏及び天野修氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、露木琢磨氏及び天野修氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定でおります。

４．露木琢磨氏は、弁護士として高い専門性と幅広い経験を有し、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来ると判断し、選任をお願いするものであります。

５．天野修氏は、公認会計士・税理士として高い専門性と幅広い経験を有し、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来ると判断し、選任をお願いするものであります。

６．当社は、露木琢磨氏及び天野修氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー４階　ベルサール東京日本橋Room K



交通　「日本橋駅」（銀座線・東西線・浅草線）Ｂ６出口直結
「東京駅」（ＪＲ線・丸ノ内線）八重洲北口徒歩６分
「三越前駅」（銀座線・半蔵門線）Ｂ６出口徒歩３分